

フィールド6 自立協働

次に、フィールド6 自立協働について、申し上げます。

まず、安全安心な生活空間の形成につきましては、新居浜市交通安全計画に基づき、市民への交通安全意識の普及・啓発に努めるとともに、新居浜警察署等関係機関と連携し犯罪のない地域社会の実現を図るため、新居浜地区防犯協会に対する支援を行ってまいります。

また、自助・共助の大切さについて市民意識を高めるため、各小学校区ごとに実施している防災訓練等、地域の防災活動への支援、防災士の養成と地域での活動促進に努め、単位自治会レベルでの自主防災組織の結成を推進し、地域防災力の向上を図ってまいります。

次に、消防体制の充実につきましては、十分な耐震性能を備え、災害対策本部機能及び消防本部機能を有するとともに、ライフライン担当部門の上下水道局を合築した総合防災拠点施設の建設整備に取り組んでまいります。

また、救急体制の高度化を推進し、救急救助技術の高度化に向け、学校及び各種研修会への派遣並びに各種資格取得による技術向上を図るとともに、消防団の計画的な資機材の更新整備と分団詰所の耐震補強工事及び改修工事を実施してまいります。

次に、消費者の自立支援と消費生活相談体制の充実につきましては、複雑多様化している悪質商法や還付金詐欺などの被害の未然防止や早期解決のため、消費者安全法に基づき設置している「消費生活センター」において、今後も持続的に相談体制の充実強化を図り、関係機関とも連携して市民への注意喚起を行ってまいります。

また、最新の消費者情報や危害・危険情報をホームページや広報誌などを活用して情報提供を行うとともに、出前講座などにより、広い視点からの消費生活改善の意識啓発を行ってまいります。

次に、男女共同参画社会の実現につきましては、すべての女性が輝く社会を目指し、「男女共同参画推進条例」及び「第2次新居浜市男女共同参画計画」に基づき、市民団体と協働して、男女共同参画社会の実現に向けた各種広報・啓発活動を行ってまいります。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進による働き方改革の実現を目指し、女性活躍等推進事業所の認証や、「イクボス」の育成に取り組んでまいります。

さらに、多くの企業が立地する本市の特性を活かし、異業種間交流会を応援

する本市独自の結婚サポーター制度を創設するとともに、えひめ結婚支援センターの「愛結び」の常設施設をウイメンズプラザ内に設置いたします。

また、DV対策の推進につきましては、配偶者暴力相談支援センターにおける被害者に寄り添った相談活動の充実を図るとともに、相談員の力量を高め、被害者の自立に向けた支援に努めてまいります。

次に、人権・同和教育につきましては、新居浜市人権尊重のまちづくり条例及び人権施策基本方針に基づき、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、お茶の間人権教育懇談会、校区別人権・同和教育懇談会、人権フェスティバル等の実施により、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進いたします。

次に、地域コミュニティの充実につきましては、地域コミュニティの中心的役割を果たしている自治会活動を支援するため、自治会館の補修、放送施設等の新設・修繕及び防犯灯の電気料金に対し補助を行ってまいります。

また、引き続き地域コミュニティ再生事業交付金を活用して、コミュニティ活動の充実・活性化を図ってまいります。また、連合自治会と連携して加入促進活動を行うとともに、自治会機能を強化することにより自治会加入率の向上に取り組んでまいります。

次に、移住・定住の促進につきましては、引き続き、移住相談窓口を設置し、空き家バンク制度やお試し移住体験など移住支援策を継続して行うほか、奨学金返済支援事業や松山市での市内企業の就職説明会を開催することなどにより、本市へのUターンを促進してまいります。

なお、空き家バンク登録物件である移住者用住宅の改修支援事業に取り組み、空き家バンク制度のさらなる活用促進を図ります。

さらに、首都圏在住のアクティブシニアの本市への移住促進を目的とした、全国初の企業城下町版生涯活躍のまち基本構想の実現に向け、着実な取組を進めてまいります。

次に、まちづくり協働オフィスにつきましては、平成29年度から利用登録団体による自主運営方式へ移行し、市民活動団体と行政が協働で事業を実施することにより、市民活動の活性化や連携強化を図り、みんなで話し合える場を創設してまいります。また、地域コミュニティの再生に向けた連携についても推進してまいります。

さらに、市民一人ひとりが、自らの手でよりよい地域や社会にしたいという

思いや志をまちづくりに生かすため、出前講座などにより、人材の育成や活動の場の提供に努めるとともに、花いっぱいのもちづくり事業を引き続き実施いたします。

次に、国際化の推進につきましては、外国人対応窓口において、在住外国人や本市を訪れる外国人に対し、通訳や情報提供等の支援を行ってまいります。